

平成23年度第3回
神戸市都市計画審議会会議録

平成24年2月14日

平成23年度 第3回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成24年2月14日(火) 午前10時00分～午前10時59分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (25人)

(1)学識経験者

大 和 三 重	加 藤 恵 正
澁 谷 啓	西 口 寿 雄
野 崎 瑠 美	三 輪 康 一
森 津 秀 夫	山 下 淳

(2)市会議員

田 路 裕 規	藤 原 武 光
川 内 清 尚	平 野 章 三
安 達 和 彦	むらの 誠 一
向 井 道 尋	沖 久 正 留
大かわら 鈴子	味口 としゆき
池 本 真	坊 池 正

(3)国及び兵庫県行政機関の職員

上 総 周 平 (代理 轉 馬 潤)
吉 本 知 之 (代理 大 町 勝)
瀬 井 豊 (代理 岡 田 淳 則)

(4)市民

篠 山 淑 子	松 倉 聖 武
---------	---------

4 議事

第1号議案 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更について
(武庫川上流流域下水道) (兵庫県決定)

第2号議案 神戸国際港都建設計画ごみ焼却場の変更について (神戸市決定)
(第7号ポートアイランド環境工場)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○鳥居計画部長

定刻となりましたので、ただいまより平成23年度第3回神戸市都市計画審議会を開催させていただきます。

2. 定足数の確認

○加藤会長

定足数の確認をお願いいたします。

○鳥居計画部長

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は27名、定足数は14名となります。本日も出席予定は25名ですが、澁谷委員が遅れておられますので、現在の出席者数は24名ということでございまして、会議は有効に成立しております。

以上でございます。

3. 会議録署名委員の指名

○加藤会長

本日の会議録の署名委員ですが、大和委員と西口委員をお願いしたいと思います。

4. 議案審議

(第1号議案 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更について 武庫川上流流域下水道)

○加藤会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。本日は2件の案件を審議させていただきます。まず第1号議案 下水道の変更について、事務局お願いいたします。

○林計画課長

議案計画書の3ページをお開きください。

第1号議案 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更について、武庫川

上流流域下水道、兵庫県決定でございます。

前面スクリーンをごらんください。事業計画図です。

武庫川上流流域下水道は、兵庫県南東部を流れる2級河川・武庫川の上流流域を処理区とした流域下水道で、処理区域内の河川などの水質保全及び生活環境の改善を図るため、昭和53年に兵庫県が都市計画決定し、事業の進捗を図っております。

武庫川上流流域下水道は、神戸市北区の一部と西宮市北部及び三田市からの下水を三田幹線及び神戸西宮幹線の2本の下水管渠により集めて、神戸市北区に位置する武庫川上流浄化センターで処理しております。

議案計画図は1ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。位置図です。武庫川上流浄化センターは神戸市北区道場町に設置されております。

次に周辺の航空写真です。現在、都市計画決定している武庫川上流浄化センターの区域を赤色の実線で表示しております。

武庫川上流浄化センターは武庫川を挟んで大きく二つの区域に分かれています。北側、すなわち左岸側の区域を「本場」と呼んでおり、昭和60年から供用を開始しております。

一方、南側、すなわち右岸側の区域を「分場」と呼んでおり、現状は未整備の状況でありまして、将来の汚水量の増加に対応するための拡張用地としております。

議案計画図の2ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。

既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しております。今回、分場の区域の一部を廃止するものでございます。

議案計画書の3ページの下段の表をごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。変更の概要です。

流域下水道として都市計画に定めるものは、「1. 名称」、「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」及び処理場などの「4. その他施設」です。

本案件は武庫川上流流域下水道のうち、「4. その他施設」として決定している武庫川上流浄化センターの区域のみの変更でございます。

前面スクリーンをごらんください。

近年の社会情勢の変化を踏まえて、平成22年度に下水道の事業計画が改定されております。目標年次であります平成37年度の計画処理人口は26万4,800人から21万1,400人に、また計画汚水量は、1日当たり最大19万5,000 m^3 から11万7,000 m^3 に変更をされました。これにあわせて武庫川上流浄化センターの施設の配置計画についても見直された結果、当該施設の区域の一部を廃止するものでございます。今回の変更により武庫川上流浄化センターの面積は約14万3,700 m^2 から2万2,400 m^2 減少し、約12万1,300 m^2 となります。

なお、今回廃止する区域は、武庫川流域の総合的な治水対策について定めている「武庫川水系河川整備計画」に基づき、洪水調整のための「調整池」として整備される予定でござ

ございます。

続きまして、本件について平成24年1月10日から24日までの2週間、縦覧を行いました。その結果、1通の意見書が提出されております。

引き続き、提出されました意見書についてご説明いたします。

資料1及び2をご用意ください。資料1は提出された意見を取りまとめたものでございます。資料2は提出されました意見を項目ごとに整理をし、それに対する神戸市の考え方を示したものでございます。資料2に沿いまして意見書の要旨及び神戸市の考え方についてご説明いたします。表紙裏面の目次をお開きください。

提出された意見書を、1. 武庫川上流浄化センターの周辺整備に関する意見、2. 生野高原住宅に関する意見、3. その他の要望の3項目に分類しております。

1ページをごらんください。

初めに、「神戸市の考え方」の欄の最初に記載しておりますとおり、提出された意見書の内容は今回の都市計画案に対する意見には該当いたしておりませんが、各意見に対する神戸市の考え方についてご説明をさせていただきます。

なお、提出されました意見書の内容に関して、道路や橋梁などの具体の名称が出てきますので、あわせて前面スクリーンをご参照ください。

それでは1. 武庫川上流浄化センターの周辺整備に関する意見のうち、(1)道路整備に関することについてです。

①生野再生工場から道場町生野の亀治地区までの切畑道場線の整備については、本場の建設当時からの地元への約束にもかかわらず果たされていないため、許しがたいと思う。現在、新名神高速道路の工事車両が多数通行しており、地元住民の安全のためにも未整備区間の2車線化、6m幅の道路整備を早急に願う。

②切畑道場線は台風等により過去に何度も冠水しており、また武庫川の河川区域内に新名神高速道路の橋脚が建設中であるため、道路整備に当たっては護岸整備等により冠水しない安全な道路とすべきである。

③新名神高速道路の建設に関連して、西日本高速道路株式会社により整備が進められている生野再生工場から本場入り口までの切畑道場線の道路拡幅工事については、当初の予定より遅れているため、早急に完成していただきたい。

④分場では新名神高速道路の建設工事による多数の工事車両の通行が多く、地元住民の安全走行のためには切畑道場線の付け替え工事の必要があり、早期整備が望まれる。

⑤大岩橋は仮設の橋であり、安全ではないため耐震性等に配慮した安全な橋として、切畑道場線の整備に合わせて早期整備が望まれる。というものです。

神戸市の考え方です。

切畑道場線については、地元との協定に基づき、これまでも順次整備を進めてきております。

現在、新名神高速道路の建設に関連して、本場周辺において切畑道場線の一部護岸のかさ上げと道路拡幅を行っており、平成24年3月末までに完了する予定です。

今後、防災対策の必要性や交通量等を見ながら、必要な整備内容を検討したいと考えておりますが、現在のところ新たな整備の予定はありません。

なお、橋梁の耐震化事業は緊急輸送道路上の橋を優先して実施しており、大岩橋のように緊急輸送道路に指定されていない路線上の橋梁の耐震化につきましては、今後、整備計画を検討していく予定です。

2 ページをお開きください。

続きまして、(2) 河川整備に関することについてです。

①切畑道場線は台風等により過去に何度も冠水しており、また武庫川の河中に新名神高速道路の橋脚が建設中であるため、河床掘削により安全な河川として整備を行うべきである。との意見です。

神戸市の考え方です。

河川管理者である兵庫県からは、新名神高速道路の橋脚設置については武庫川の治水上悪影響を与えるものではなく、また河床掘削等の必要性や再度災害防止に有効な対策について検討し、必要なものについて順次取り組んでいくと聞いています。

次に、②本場上流の仮設の河中道路について、洪水調整の上では妨げとなっているので早急に撤去すべきである。との意見です。

神戸市の考え方です。

河中道路については、本場建設時の工事用道路として、河川の構造及び機能に支障を及ぼさない範囲で河川管理者の許可を得て、流域下水道事業者である兵庫県が設置していますが、今後予定している処理場の工事を精査の上、必要がないと判断した場合には撤去を行うと聞いています。

次に、2. 生野高原住宅に関する意見です。

①地元住民のために百間滝川の河川整備を進めるべきである。との意見です。

神戸市の考え方です。

神戸市が管理する河川（準用河川・普通河川）については、流域内の資産の状況や過去の溢水履歴等を踏まえて改修を進めてきておりますが、ご指摘の百間滝川は神戸市管理河川ではありませんので、改修計画はございません。

②百間滝川及び武庫川の水質問題に対応するため、道場町の住民の半数以上が暮らす生野高原住宅の公共下水道の整備は必要不可欠である。

神戸市の考え方です。

生野高原住宅は市街化調整区域に位置しており、平成14年8月より助成制度の適用区域に編入し、合併処理浄化槽の整備による生活排水処理を推進しております。合併処理浄化槽は生活排水処理で十分な信頼性を有しており、今後も可能な限り早期に単独処理浄化槽

から合併処理浄化槽への切り替えを行うよう周知に努め、生活排水処理を推進していきま
す。

③北区道場町生野地区より生野高原住宅への道を新設し整備すべきである。

神戸市の考え方です。

交通の円滑化、安全性の向上、地域の活性化等を図るため、道路の整備を計画的に進め
ておりますが、ご指摘の道路については整備の予定はありません。

3. その他の要望です。

①都市計画変更箇所内には南山処分地への進入路があるため、通行に支障のないように
十分協議の上で計画及び工事を進めてほしい。

②生野再生工場及び南山処分地を所有する地元企業として、これらの整備工事において
砕石とガラ処分、残土処分の活用を願う。

③広域のための施設である武庫川上流浄化センターを擁する地元として、これまで以上
に道場町に一層の補助金の交付と地元への助力と鞭撻を願う。というものです。

神戸市の考え方です。

ご要望として承り、その旨関係者に申し伝えます。

以上、第1号議案に対して提出されました意見書の概要と、それに対する神戸市の考え
方についてご説明いたしました。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。この件につきましてご質問、ご意見がありましたらご発言い
ただきたいと思えます。

○大かわら委員

この計画は、今回、計画処理人口の見直しということで変更されていますが、26万
4,800人から変更後が21万1,400人で、5万3,400人減ということになっています。現在の
人口実績が19万4,100人ですから、それから考えても、変更後でも今より1万7,000人増加
するということになりますが、この根拠について、お伺いしたいと思えます。

○林計画課長

計画処理人口の現在の人口実績からの増加分についてのご質問でございます。これは3
市にまたがる計画でございますので、下水道事業者が各市町村に人口の見込みを問合わ
せて、作成したということでございます。まだ現在、開発されていない区域もあるとい
うことで、そういった増分も含めて積み上げた結果と聞いています。

○大かわら委員

積み上げということ言えば、神戸市も人口の推移というか、そういう計画を出してい
たと思えます。内訳も前もっていただいています。神戸市での今の人口実績7万8,800
人から変更後でも8万2,600人に増えるということですが、神戸市ではどのあたりで人口

増加を見込んでいるのかをお伺いします。

○林計画課長

神戸市の人口の推計は、過去の流れから社会増、自然増を踏まえて算出するというところでやっていますが、水準としては、高位の推移というのを前提にやっています。今後増えるという見込みにつきましては、北神戸第2あるいは第3のリサーチパークで、まだ未分譲のところが残ってございますので、その辺でも増えるだろうという見込みも加味されたものということでございます。

○大かわら委員

なぜこんなことをお聞きしたのかと言いますと、今回の見直しでかなり規模を減らされていますので、それぞれの地域での人口や汚水の処理量等の見積もりが過大ではなかったのかと思ったんです。これについては、余りにも過大な見積もりをして、一旦計画されているのですが、これは高い利用料金にもつながりますので、県議会でも見直しを求めてきたものです。今回の見直しで縮小するということですから、これは評価したいと思いますが、やはりそのあたりの見積もりは慎重にするべきだと思います。

現在の処理能力についても聞いてみたのですが、処理能力的にはまだ2割ぐらいの余裕があるということでした。ということは、今後の施設拡張も、人口の推移等も慎重に見守りながらやっていくべきだということを申し上げておきます。

○加藤会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、お諮りしたいと思います。第1号議案 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更について、武庫川上流流域下水道、兵庫県決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

**(第2号議案 神戸国際港都建設計画ごみ焼却場の変更について
第7号ポートアイランド環境工場)**

○加藤会長

それでは第2号議案 ごみ焼却場の変更について、事務局お願いいたします。

○林計画課長

第2号議案 神戸市国際港都建設計画ごみ焼却場の変更について、第7号ポートアイランド環境工場、神戸市決定についてご説明いたします。

これは現在の第7号ポートアイランド環境工場に代わる新たなクリーンセンターの建設に関する案件でございます。以後、現在のクリーンセンターを「港島クリーンセンター」、新たなクリーンセンターを「ポートアイランドクリーンセンター」と呼ぶこととします。

前面スクリーンをごらんください。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、「卸売市場」、「火葬場」または「と畜場」、「汚物処理場」、「ごみ焼却場」、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないとされています。

ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。

本市では、本市が設置する施設については、都市計画決定及び変更を行い、民間事業者が設置する施設については、特定行政庁の許可とすることとしております。今回の施設は市が設置する施設であるため、都市計画変更を行うものです。

前面スクリーンをごらんください。航空写真です。

現在の港島クリーンセンターはポートアイランドⅠ期、中央区港島中町8丁目に位置するごみ焼却場です。主に市内で発生する一般廃棄物のうち可燃物を焼却することにより、ごみを衛生的に処理し快適な生活環境を保全する目的として、昭和54年に都市計画決定をし、昭和59年3月から供用開始し、約27年経過しております。

今回、新たに建設するポートアイランドクリーンセンターは、ポートアイランドⅡ期の南東部、中央区港島9丁目に位置します。

議案計画書は4ページ、議案計画図は3ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しております。

このたび、港島クリーンセンターの老朽化等により、現在の焼却能力を維持することが困難となるため、既存のごみ焼却場に代わる施設を計画するものであり、市内のごみ焼却場の立地状況や新たなごみ焼却場が環境に及ぼす影響、港湾機能など周辺の土地利用との整合性に配慮し、位置及び区域を変更するものです。

ポートアイランドクリーンセンターの施設配置図です。敷地内に工場棟のほか、管理棟及び収集運搬施設の合計3棟の建物を建築予定であり、工場棟は、地上6階、地下1階建て、処理能力は1日当たり600tになります。この処理能力は「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に掲げのごみの減量・資源化目標を踏まえ、将来のごみ量や既存施設の焼却能力等を勘案して設定をしているものです。

また、将来のクリーンセンターの再編については、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」の着実な達成を前提として、現在の港島クリーンセンターと苅藻島クリーンセンターを焼

却停止し、現在の4クリーンセンター体制を3クリーンセンター体制とすることを計画しています。

続いて、ごみ焼却の流れです。搬入されましたごみは、ごみピットに集積され、ごみクレーンにて焼却炉へ投入されます。その後、焼却炉で焼却され、焼却灰と排ガスに分離、処理されます。焼却灰は埋立処分地へ搬入、処分され、排ガスは各種排ガス装置で適正に処理した後、大気中に排出されます。

海側から見た完成イメージです。建物の概観など、詳細については今後検討する予定でございます。

議案計画書の4ページをごらんください。

下段に変更の概要をまとめております。今回の変更により、施設の名称は「ポートアイランド環境工場」から「ポートアイランドクリーンセンター」となり、位置は港島中町8丁目から港島9丁目に、面積は約2.0haから約3.5ha増加し、約5.5haとなります。

次に、都市計画変更手続きと並行して進めております「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づく手続きについてご説明いたします。

お手元の参考資料の1ページをお開きください。

「神戸市環境影響評価等に関する条例」により、一定の規模を上回る工作物の新設等の事業の実施に際し、環境影響評価等を行うこととされております。ポートアイランドクリーンセンターの建設は対象事業のうち、焼却により処理を行う一般廃棄物処理施設で、処理能力が1日当たり200t以上の新設に該当することから、環境影響評価等を行っております。

続いて、環境影響評価の流れ及びその経過について、あわせてご説明いたします。前面スクリーンをごらんください。

まず、事業者は実施計画書を提出することとなっており、平成21年6月9日に提出をしております。市長は実施計画の内容について、影響環境評価審査会の意見を聞き、環境保全の見地からの「調査意見書」を作成することとなっており、平成21年8月31日に事業者へ送付しております。

その後、事業者は「調査意見書」を踏まえ、環境影響評価の調査等を平成21年8月から平成23年9月にかけて実施しております。そして、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価書案」を提出することとなっており、平成23年9月22日に市長へ提出しております。

その後、事業者は評価書案の縦覧期間中に住民に対して説明会を開催することとなっており、平成23年10月に2回、開催しております。また、環境影響評価審査会による審査が行われ、平成24年1月26日に答申が出されており、この答申を踏まえ、平成24年2月2日に市長から事業者へ「評価意見書」を送付しております。

都市計画案の縦覧については、環境影響評価案の縦覧を行った45日間のうち、最後の2

週間にあわせて行っております。

それでは、環境影響評価の概要について、環境局施設課辻主幹よりご説明いたします。

○辻環境局施設課主幹

ポートアイランドクリーンセンターの環境影響評価を担当しています、環境局施設課の辻です。

お手元の参考資料1ページをごらんください。

手続きの経過は先ほどご説明させていただいたとおりです。

次に、参考資料の2ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

2. 施設の概要についてご説明いたします。位置、面積及び施設につきましては資料に記載のとおりです。

(4) 設備等の概要としては、①処理能力が1日当たり600tであり、②炉形式は、稼働実績や安全性、経済性の面ですぐれ、全国でも多数の採用実績があるストーカ炉とする予定です。③場内で発生する余熱利用としては、高効率ごみ発電や場内での蒸気・温水利用を予定しております。そのほかに、④破碎設備を併設しております。

(5) 供用開始予定は平成29年としています。

次に、環境影響に関する予測評価の概要についてご説明いたします。

参考資料の3ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

(1) 概要でございます。条例に基づき、本事業の実施に伴い影響を受ける環境要素として、大気質を始めとする計11項目を抽出し、本事業が及ぼす影響について予測評価を行いました。その結果、いずれの環境要素も環境基準値以下となるなど、環境保全の目標を満足するものでございました。

参考資料4ページをごらんください。

(2) 代表的な項目の予測結果でございます。

①焼却施設の窒素酸化物の影響についてご説明いたします。焼却施設の排ガス対策は法律の基準よりも低い排出濃度となるよう設計し、維持管理目標を表1のとおり、法規制基準等より厳しい数値を設定しております。

焼却施設からの窒素酸化物の寄与濃度の予測結果を図1に示しています。事業計画地の気象特性として、西南西及び東北東の風が多いということから、窒素酸化物は海上方向に流れ、ポートアイランドの居住地方面にはほとんど影響がないという結果になりました。

参考資料5ページをお開きください。

次に、②廃棄物運搬車両等の道路交通騒音についてご説明いたします。廃棄物運搬車両等の想定走行ルートは、ポートアイランドの西側臨港道路としております。最大車両数を、曜日変動を考慮しまして1日当たり片道427台とし、図2に示す道路端と直近居住地にて予測いたしました。

予測結果は表2に示すとおり、廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加は2カ所とも0.2デシベルとわずかであり、全体としても環境基準値以下となるという結果でした。

以上が環境影響に関する予測結果の概要でございます。

次に、4. 評価書案に対して出された評価意見書の概要をご説明いたします。

参考資料の6ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

(1) 評価意見書の作成手順をご説明いたします。評価書案の提出があった日から150日以内に、市長は評価書案について審査会へ諮問し、得た答申を尊重して、環境保全の見地からの意見を記載した「評価意見書」を作成し、事業者に送付することとされております。

(2) 環境影響評価審査会における審議経過等については、平成23年9月27日に第1回審査会が開催され、合計5回の審議を経て、平成24年1月26日に答申が提出されております。この答申を踏まえ、2月2日に評価意見書が送付されています。

(3) 評価意見書の内容です。①総括としまして、本事業に係る環境影響評価はおおむね適切に実施されている。今後、計画の熟度を高めていく過程において、環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、積極的かつ柔軟に実施していく必要がある。とされております。

次に②全般的事項といたしまして、本事業は神戸市環境局が事業主体となるため、他の事業者への率先垂範となる積極的な環境配慮と住民へのわかりやすい情報提供が求められる。とされております。また、今後も以下の点に留意して事業を進めていくことが必要であるとし、ア. 高効率ごみ発電の実施、イ. 先進的な環境配慮設備の導入、ウ. 施設規模の設定根拠等、エ. 廃棄物運搬車両の走行にかかる環境負荷の低減について意見を示しております。

まず、ア. 高効率ごみ発電の実施についてです。排ガス処理システムのトータルバランスを図り、環境保全に万全を期した上で、ごみの持つエネルギーを可能な限り有効活用した高効率な発電の実施に努めることが必要である。また、設備の状態監視保全により、高効率な発電を維持していくことが重要である。というものです。

7ページをごらんください。

イ. 先進的な環境配慮設備の導入についてです。廃熱・排水の効率的な再利用、最新の省エネ機器・太陽光発電・屋上トップライトの導入、屋上・壁面の緑化など、施設全体としてエネルギー利用の効率化を図ることが重要である。また、電気自動車及び急速充電設備の導入や雨水の車両洗浄水への活用なども検討する必要がある。市民への啓発を一層効果的に行うためにも、ランドマークとなるような施設の緑化や工夫を凝らした見学ルートの整備など、市民の興味を引く仕掛けづくりが重要である。というものです。

ウ. 施設規模の設定根拠等についてです。評価書案では、3クリーンセンター体制への移行や本事業の施設規模の設定に至った背景が十分に説明されていないため、これらにつ

いての説明を評価書に記載しておく必要がある。また、今後事業の実施に当たっては、可能な限り環境影響を最小化する観点から、処理運用計画、施設利用計画等について検討を加えることが望ましい。というものです。

エ．廃棄物運搬車両の走行に係る環境負荷の低減についてです。今後、市内のクリーンセンターの再編に当たっては、効率的なルートの設定による走行距離の短縮や中継による走行台数の削減等により、廃棄物運搬車両からの環境負荷の低減を図ることが必要である。また、ハイブリッド車、CNG車、電気自動車等の次世代自動車への転換に積極的に取り組んでいくことも重要である。というものです。

以上が評価意見書の概要です。今後、この意見書を踏まえ、3月に評価書を作成する予定です。

以上、環境影響評価の概要についてご説明させていただきました。

○林計画課長

次に都市計画案に対する意見についてご説明いたします。

今回のポートアイランドクリーンセンターの変更案について、平成23年10月26日から11月9日までの2週間、縦覧を行いました。その結果、意見書が1件提出されました。

なお、この意見書は先ほど申し上げた環境影響評価書案に対する意見書としても取り扱われており、環境影響評価審査会でも審議いただいております。

それでは提出されました意見書についてご説明いたします。

資料3及び資料4をご用意ください。

資料3は提出された意見書を取りまとめたものです。資料4は提出されました意見を項目ごとに整理し、それに対する神戸市の考え方を示したものでございます。

資料4に沿いまして意見書の要旨及び神戸市の考え方についてご説明いたします。表紙裏面の目次をお開きください。提出された意見を、1．都市計画案に関する意見、2．その他の意見の2項目に分類しております。

1 ページをお開きください。

1．都市計画案に関する意見、（1）ごみ焼却場の位置づけ、全体計画についてです。

①将来のごみ量を踏まえた廃棄物処理施設のあり方を検討し、市全体の施設整備のあるべき姿を示し、その後に港島クリーンセンターを含む各センターの施設、機能、大まかな能力を示した上で事業化を進めるべきである。との意見です。

神戸市の考え方です。

平成23年2月に改定した「神戸市一般廃棄物処理基本計画」では、処理施設の整備に関し、「低炭素社会に資するクリーンセンターの整備」とともに、「将来のごみ量等を踏まえた処理施設の適正配置など、最適な廃棄物処理施設のあり方を検討する」こととしています。

ポートアイランドクリーンセンターの施設規模に関しては、「神戸市一般廃棄物処理基

本計画」に掲げのごみの減量・資源化目標を踏まえ、将来のごみ量や既存施設の焼却能力等を勘案して、1日当たり600tで計画しています。

将来のクリーンセンターの再編については、現在の港島クリーンセンターと荻藻島クリーンセンターを焼却停止し、現在の4クリーンセンター体制を3クリーンセンター体制とすることを計画しています。

次に②港島クリーンセンターは大規模改修したばかりと聞いているが、全体の処理施設のあるべき姿を示さずに、新しいクリーンセンターの建設を先行しなければならない理由を説明するべきである。

また、荻藻島クリーンセンターなどで処理をしている廃棄物を港島クリーンセンターに受け入れ処理することなどを明確にして地元説明をするべきである。との意見です。

神戸市の考え方です。

クリーンセンターの整備には長期間を要するため、計画的に整備を進める必要があります。

現在の港島クリーンセンターは平成28年度末では稼働年数が33年となることから、これにかわるポートアイランドクリーンセンターを整備するものです。

なお、港島クリーンセンターの大規模改修工事は5年程度の延命化を目的に、平成19年度から平成21年度まで実施しており、それでもなお長期使用に限界があるため、新たなクリーンセンターを整備するものです。

説明会の場においても、将来、3クリーンセンター体制とすることを説明しております。荻藻島クリーンセンターは、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づく、将来のごみ減量・資源化の着実な達成を前提として、ポートアイランドクリーンセンターの稼働時期とあわせて焼却停止することを予定しています。

2ページをお開きください。

(2)騒音についてです。①騒音に係る被害については、今回、新たに重要な身体面や健康面での公害としてとらえる必要があるとして、騒音の環境基準値が一概には人の健康を保護するための指針値とはならないことを認識した上で、事業による環境影響の可能な限りの回避と低減を主軸とした評価を行うことが必要である。との意見です。

神戸市の考え方です。

騒音等の環境保全の目標は「施設の配置などの幅広い環境保全措置により、可能な限り環境影響を回避または低減すること」、「環境基本法に基づく環境基準及び神戸市民の環境を守る条例に基づく神戸市環境基本計画等の基準または目標等の維持達成に支障を及ぼすことがないこと」を基本として定めています。

評価に当たっては、前者の「可能な限りの環境影響を回避または低減」できているかという観点を第一とし、環境基準値等と比較を行うことに加え、実行可能な範囲内で環境保全措置を講じ、最大限の努力ができているかどうかといった観点に基づいて行いました。

続きまして、(3) 港島クリーンセンターの解体についてです。①解体事業に係るアセスが欠落している。居住区に近い焼却炉の解体工事には必須だと思う。跡地利用も含めた住民との意見交換が必要である。との意見です。

神戸市の考え方です。

港島クリーンセンターは、ポートアイランドクリーンセンターの完成、供用開始後に焼却停止する予定ですが、解体工事の実施時期や工法等の工事計画については、現時点では未定です。

焼却炉の解体は、「神戸市環境影響評価等に関する条例」第2条に掲げる対象事業ではありませんが、解体工事の実施に当たっては粉じんの発生、騒音、振動などによる環境影響の低減に努め、地元の皆様には事前に工事計画、環境保全対策等を説明させていただく予定としています。

3 ページをお開きください。

2. その他の意見についてです。①処理対象日量750 tを前提としたままで、処理方式検討委員会での議論や結論を総合的環境アセスメント制度の導入を推進する上で有用な事例となるとの見解には異論がある。神戸市全体の廃棄物の収集運搬経費を含めた全体の処理コストやアフターフェニックスを議論し、再評価しないと、有用な事例となり得ないのではないかと。

次に、②ポートアイランド内で過去に環境影響評価を行った神戸新交通ポートライナー延伸事業に係る事後調査結果を見ていただきたい。市民は議事録でしか推測することはできないが、事後調査結果報告で「新規の車両が従来車両に比べて騒音が大きくなっている」、「集計が不十分」などの指摘があったにもかかわらず、結果として環境保全目標を下回っているとのことで議論が打ち切られている。

この事案を例にして、既に事後調査を終了してしまった事業であっても、市が事業者となった事業を対象に率先垂範して、アセスの目的でもある環境への影響を最小限にするとの考え方で、関係者が環境保全上、最大限の努力を実施してきたかを再評価し、必要な措置を求めていただきたい。との意見です。

神戸市の考え方です。

提出されました「2. その他の意見」については、環境影響評価実施計画書に対する神戸市環境影響評価審査会からの意見書に対するご意見や、環境影響評価制度に対するご意見であり、今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。今後とも環境への影響を最小限にするなど、環境保全に努めてまいります。

以上、第2号議案に対して提出されました意見書の概要と、それに対する神戸市の考え方についてご説明いたしました。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

それではこの件につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○味口委員

参考資料として配付されました「ポートアイランドクリーンセンターの環境影響評価の概要について」の7ページですが、評価意見書の内容にも施設規模の設定根拠等について十分に説明されていない旨が明記されています。新しいクリーンセンターは、日量の処理能力が600tとなっているわけですが、私は、まず第一に、これが必要なのかということをお願いしたいと思います。

それで最初にお聞きしたいのは、供用開始予定の平成29年の神戸市のごみ量は、年間及び日量でそれぞれどうなっていますか。

○中島環境局施設課主幹

新クリーンセンターが稼働いたします平成29年度では、全市で年間44万990tの焼却量を予定いたしております。1日当たりに直しますと1,208tでございます。

○味口委員

1日1,200tぐらいですね。それで、3クリーンセンター体制にしているわけですが、東クリーンセンターと西クリーンセンターの日量のごみ処理能力は、それぞれどうなっていますか。

○中島環境局施設課主幹

今のクリーンセンターの焼却能力につきましては、東クリーンセンターは900t、西クリーンセンターは600tでございます。

○味口委員

つまり、この900tと600t、それと新しいクリーンセンターで600tですから、足しますと日量では2,100tの処理能力があるわけです。それに対して、ごみの減量を神戸市も進めるわけで、1,208tになるとの見込みに対して1日2,100tの処理能力が果たしているのかというのが非常に大きい疑問だと思います。環境局は、ごみ量には季節変動があるとか、西、東のクリーンセンターの老朽化による能力ダウン等があるということを理由にしておるわけですが、これは合理的な説明ではないと思います。

それからあわせて、面積の問題ですが、現在の2haから5.5haへ倍以上になるということですが、これだけの土地取得が今、本当に必要なのかとお伺いしたいと思います。

それで、最初にこの土地取得にどれぐらいの金額がかかるのか、お聞きしたいと思います。

○中島環境局施設課主幹

土地に関しましては、単価が21万円となっております。

それから、先ほどお話のございました処理能力でございますけれども、処理能力の決定

に当たりましては、先ほど申しあげました将来のごみ量に加えまして、季節変動等を考慮した上で将来の焼却量を考えております。

一方、既存のクリーンセンターに関しましては、当然老朽化に伴う能力ダウンや、点検、改修に伴う日数等も考慮した上で600 t という規模を設定させていただいております。

○味口委員

単価21万円ということですが、合計はどれぐらいになりますか。

○中島環境局施設課主幹

5.5 h a でございますので、総額では約115億円でございます。

○味口委員

つまり、単価21万円で5.5 h a、115億円ということですから、神戸市の財政がこれぐらい問題になっているときに、こんなにたくさんの土地を今、取得する必要があるのかと思います。それでお伺いしたいのですが、現在の倍以上の土地を今、取得する理由は何でしょうか。

○林計画課長

ごみ焼却場につきましては、今回の例もありますように、どうしても耐用年数があり、将来建て替えの必要が出てくるということでございます。ですので、建て替え用地分というのも配慮させていただいた上での5.5 h a という計画でございます。

前面スクリーンで先ほど見ていただきましたように、施設配置図で5.5 h a の使い方ですが、工場、収集運搬施設、管理棟がございますし、その周りには必要な緑化を確保するというので、今現在はこういう計画でございますが、敷地的には、建て替えの用地も配慮された形で面積を計画しているということでございます。

○味口委員

最後に、意見だけにしておきますが、処理能力自身も、今、説明がありましたが、合理的な説明にはなっていない、余りにも過大だと思います。それからあわせて、これは繰り返しになるわけですが、神戸市の財政がこれぐらい大変だと言っているときに、115億円もかけて建て替えの用地まで今現在取得する必要があるのかということは本当に大きな疑問だと思います。

ですから、私はこの議案には同意できない旨表明して終わりたいと思います。

○加藤会長

わかりました。ありがとうございます。

○平野委員

この都市計画審議会の審議の内容を確認したいのですが、意見書で出される内容は重要だと思いますが、この都市計画審議会は何を審議しているのか、環境とかいろんなことも含めて判断するのか、何をもちいて判断するのかを当局に再確認したいと思います。建築基準法第51条の敷地の位置や区画の変更等ということでは、土地の評価とか、それから環境

そのものについての審議ということでは、環境影響評価審査会で既に審議がされているということになると、環境についての内容を今回この都計審で審議するということではなくて、この位置や区画の変更は、具体的にどのようなことで審議して判断したらいいのか確認したいと思います。

都計審では、意見書は自由に意見を出してもいいとは思いますが、審議する内容の焦点を、もう少し明確にお願いします。この場合は何を審議するのか、例えば位置や区画というのは、どういうことを焦点に考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○林計画課長

冒頭で申しましたように、都市計画審議会では、この廃棄物処理施設をつくるに当たっては都市計画に位置づける必要があるということで、この位置について審議をしていただくというのが審議事項でございます。

ただ、位置を決めるに当たっては周辺との土地利用の整合でありますとか、環境に与える影響というのも踏まえた上で位置の可否を審議していただくということになるかと思っています。

環境につきましては、先ほど委員からも意見がありましたように、条例に基づく審査も行われていますので、その結果も踏まえていただきながら、この場所が適切かどうかということ審議していただくという審議会と理解しています。

○平野委員

環境についての審査も考慮しながら、その位置を審議会で審議するということについて確認したいのですが、位置が妥当かどうかというのは、例えば、この周辺に空港があるから高さはこうだとか、そういう問題の審議なのですか。

○林計画課長

当然空港もございますので、空港の制限表面による高さの制限もこの土地についてはかかっております。それについては、高さ制限を守った形で今回の施設を計画し、焼却場としての立地が可能であろうということで提案させていただいているということです。

○平野委員

ということは、この都計審の審査の内容については、位置や高さ等、そういう場所に問題ないかという、例えば周辺の港等に問題ないということで判断し、結論を出したらいいんですね。

○林計画課長

それで結構だと思います。

○平野委員

わかりました。結構です。

○加藤会長

都市計画審議会ですので、平野委員ご指摘のように、焦点そのものは形態上の問題だと

思います。ただ、都市計画そのものについては今、ご意見いただいていますように幅広い観点からご審議いただくというのが本来の姿だと思いますので、ご意見についてはいただきつつ、最終的には形態上、本来のところでご審議、ご決定いただくということになるかと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

○池本委員

交通量に関してお聞きしたいと思います。事前の説明等でも聞かせていただいたのですが、将来的には苅藻島クリーンセンターとの合併で3クリーンセンター体制に移行する予定があるというところで、収集車が最大400台近く来る、つまり、現状の港島クリーンセンターと苅藻島クリーンセンターを合わせると大体400台ぐらいが通行するという事です。この環境の評価シートでは、ポートアイランド内での交通量が記載されていると思いますが、例えば神戸大橋や、京橋あたりからポートアイランドに入るところの狭い、車線数が少ないところを通行するときの影響というものに関してはどのように考えておられますか。

もう1点、京コンピュータの前を通過して、西側から入って、クリーンセンターに行くわけですが、そこに真ん中から神戸空港への橋を渡り真っすぐ空港へ行く車とちょうど交差してしまわないかと、気になります。その車線を西側からクリーンセンターに行くのに問題がないかどうかというところで、今、お考えがあれば聞かせていただければと思います。

○辻環境局施設課主幹

廃棄物運搬車両等の交通のさばきの話でございますが、入ってくる道路は西側臨港道路を通行するという事で、神戸大橋を通行することになります。

アセスメント的には、その道路の中で最も居住地に近い部分で、道路端と最も近い居住地で予測を行っています。ですから、もう少し根元のところに居住地があれば、そちらでも予測するという事になったかと思えます。

○林計画課長

京コンピュータ前から神戸空港へ行く道路の周辺での影響があるかないかというご質問をされたと思いますが、京コンピュータ前、神戸空港、南北の東側臨港道路につきましては、多車線道路ということでございます。東側臨港道路でも8車線ございますので、通行帯、しかるべき迂回車線等をつくって、信号できちんと制御するという事であれば十分通行は可能だと考えております。

○池本委員

ありがとうございます。橋のところだけなのですが、生活に影響がないということですが、交通渋滞の観点からはどうでしょうか。

○林計画課長

神戸大橋の容量が大丈夫かという話ですが、私の記憶で申し訳ありませんが、現在の交

通量が、6万台か7万台だったと思います。それに比べまして、今、片道が400台、往復でも800台程度ということで、十分対応は可能だと考えています。容量的に不足することはないと思っています。

○池本委員

橋の上というよりは橋に入るまでの部分についてですが。

○林計画課長

神戸大橋に流入するところ、あるいは出るところも含めましても2車線以上はございますので、十分処理は可能だと理解しています。

○加藤会長

ほかに何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、お諮りしたいと思います。先ほど、反対だというご意見をいただいていますので、挙手でお願いしたいと思います。

第2号議案 神戸国際港都建設計画ごみ焼却場の変更について、第7号ポートアイランド環境工場、神戸市決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

ありがとうございます。

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

ありがとうございます。

賛成多数でございますので、第2号議案については原案のとおり承認し、市長に答申させていただきます。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

閉会いたします。皆さん、どうもありがとうございました。